

公益社団法人 おおさき青年会議所 旅費規程

第 1 条 理事長は、本会議所の用務をもって、出張の依頼をし、または出張の承認をした場合は、当該出張者に旅費を支給することができる。

2 支給する旅費の金額は、理事会の承認によりこれを決定する。

第 2 条 (細則)

本規程の施行に関する細則は、理事会の議決をもって定める。

付 則

1. 本規程の変更は、一般社団・財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

2. 本付則は、本規程の変更の施行後、削除する。

本規程は平成 25 年 1 月 4 日から施行する。